

第三次大阪府母子家庭等自立促進計画(仮称)について 構成(素案)概要

計画策定の趣旨

- 大阪府では母子及び寡婦福祉法第 12 条に基づき、平成 16 年 3 月に「大阪府母子家庭等自立促進計画」を、平成 21 年 12 月に「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」を策定し、母子家庭等の自立支援施策の推進に努めてきた。
- この間、ひとり親家庭では就業と子育ての両立の困難さに加え、就業に必要な知識や技能を習得する機会を必ずしも十分に有していなかったなどの特別な事情から、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、父子家庭の父も就業支援の対象とすることが明記された(平成 25 年 3 月 1 日)。
- さらに、母子及び寡婦福祉法が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改正(平成 26 年 10 月 1 日施行予定)。
- このほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成 26 年 1 月 17 日施行)や「生活困窮者自立支援法」(平成 27 年 4 月 1 日施行予定)の制定。
- 二次計画に基づく施策の評価や法改正の動き等を踏まえ、平成 27 年度以降の母子家庭等の自立を促進するための支援のあり方や今後の施策の方向性を示すとともに、総合的な事業展開を図るため、「第三次大阪府母子家庭等自立促進計画」を策定。

【着眼点】

- ・就業支援取組強化
- ・父子家庭への施策拡充
- ・子どもの貧困の連鎖対策を見据えた施策の展開
- ・生活困窮者自立支援制度との連携

計画の位置づけ

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定める自立促進計画
- 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を指針とする。
- 「(仮称)大阪府子ども総合計画」(新こども・未来プラン)など、関連計画との整合性を図る。

基本理念(第一次及び二次計画の理念や考え方を継承)

子育てと生計をひとりで担っている母子家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす。

～母子家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～

推進にあたっての基本的な考え方

- 1 国、大阪府及び市町村の役割分担と連携による支援
- 2 福祉と雇用をはじめ幅広い行政分野の連携による支援
- 3 相談・情報提供機能の連携による早期からの支援

自立支援策の基本的な目標

第二次計画の 6 つの基本目標(1. 就業支援 2. 子育てをはじめとした生活面への支援 3. 養育費の確保 4. 経済的支援 5. 相談機能の充実 6. 人権尊重の社会づくり)を継承するとともに、父子家庭の父への支援や子どもの貧困の連鎖対策を見据えた施策を総合的に推進する。

- 1 就業支援
(民間事業者への協力要請、母子福祉団体からの物品・役務等の優先的調達)
- 2 子育てをはじめとした生活面への支援
(ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業の推進)
- 3 養育費の確保
(面会交流事業の実施に向けた環境整備)
- 4 経済的支援
- 5 相談機能の充実
(支援者間の連携強化、教育現場との連携強化)
- 6 人権尊重の社会づくり

計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

計画の進行管理

- 大阪府の関係部局、市町村及び母子各福祉団体等が連携し施策の推進に取り組む
- 適宜、計画に定めた施策についての進捗状況の把握・公表を行うとともに、子ども施策審議会母子家庭等自立促進部会に対し、進捗状況の報告や意見を求めることにより、計画の進行管理を行う。

「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成 20 年 4 月 1 日)について

- 1 施策の基本的な方向性
子育て・生活支援策、就業支援策、養育費確保策、経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施しつつ、特に就業支援策及び養育費確保策(相談機能)を強化する。
- 2 就業支援策の拡充
- 3 養育費確保策の拡充
- 4 子育て支援、生活の場の整備

(対象期間：平成 20 年度～平成 26 年度)